

但、自給職員ニテハ、上記ノ残額ヲ亦五等分セル
 ノ支給ノ數トス

より分収入金額内	減少スル割合
三百円ヲ超過スル額	三〇%
二百円	二〇%
百円	一五%
五十円	一〇%
五十円未満	減少ス

特殊ノ仕事ノ爲ノ一定期間勤務スル嗎託ニ此計算
 方法ヲ適用セザルコトナルベシ

(3) 支給ノ期日
 毎月末日月終者ニテハ其月分ヲ日終者ニテハ其
 廿五日ヨリ其月廿四日ニスル令ヲ支給ス

六 罷退ノ期間、勤続年數ニ相算テ尚金員給與ノ關係ニ於テ
 従来従業員ニ適用セル規定内規等ヲ適用ス其他従業員
 員ニ對スル規定内規慣例等ニシテ解釋上適用シ難キモノト
 認ムル事項ニ付テハ罷退中ニシテ適用セム
 右及御通知候也

大正十二年九月廿日

總務部